

旭川医科大学病院臨床検査・輸血部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田晃敏

旭川医科大学病院臨床検査・輸血部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院臨床検査・輸血部委員会規程（平成18年旭医大達第37号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）臨床検査・輸血部長</p> <p>（2）診療科若しくは臓器別診療科の科長又は<u>診療科若しくは臓器別診療科の副科長のうちから</u> 7人</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>2 前項第2号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>臨床検査・輸血部委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。</p>	<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>（1）臨床検査・輸血部長</p> <p>（2）診療科の科長又は副科長のうちから 7人</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>2 前項第2号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>第4条～第9条（略）</p>